

第3章 介護保険制度の改正の主な内容

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする人に必要なサービスが提供されるようにするため、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律」が施行されました。

介護保険制度は、「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」の2点から改正が行われ、平成30年度以降、順次施行されます。

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

①自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化（介護保険法）

財政的インセンティブの付与など、全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みが制度化されます。

②医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設「介護医療院」が創設されます。

③地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉制度に、新たに共生型サービスが位置付けられます。

(2) 介護保険制度の持続可能性の確保

①利用者負担割合の2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合が3割に（介護保険法）

合計所得金額340万円以上、夫婦世帯の場合463万円以上の負担割合が3割になります。

②介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

介護納付金（40歳～64歳の保険料）について、報酬額に比例して負担する仕組みとなります。

③高額介護サービス費の見直し

高額介護サービス費の一般区分の月々の上限額が、37,200円から44,400円に引き上げ。ただし、そのうち1割負担者のみの世帯については、446,400円が年間上限額となります。

(3) その他

①福祉用具貸与の見直し

国による全国平均貸与価格の公表を行い、商品ごとに貸与価格の上限額が設定されます。

②住宅改修の見直し

国が見積書類の様式を示し、複数の住宅改修事業者から見積りを取るよう、利用者に対する説明を促進する。

※平成30年4月1日施行（(2)②は平成29年8月分の介護納付金から適用、(2)①は平成30年8月1日施行）